

伊丹市立男女共同参画センターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により伊丹市立男女共同参画センターの指定管理者を下記のとおり指定するので，同条第 6 項の規定により，議会の議決を求める。

記

1 指定するもの

住 所 宝塚市中野町 4 番 1 1 号

名 称 特定非営利活動法人女性と子どものエンパワメント  
関西

代表者 理事長 田上 時子

2 指定期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

令和 4 年 1 2 月 2 日提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

(参 考)

団体の概要

1 設立日

平成12年8月3日

2 資産の総額

1,077,801円

3 構成員数

役員数 6名(理事5名, 監事1名)

職員数 24名

会員数 195名(正会員27名, 賛助会員168名), 1

団体

4 目的

女性や子どもなど社会的弱者に対する人権侵害を許さない社会, また, 性別や年齢, 人種に関係なく, すべての人々の人権が尊重される社会の実現を図るため, 暴力防止や人権教育に関する事業, それに関する情報の提供, 並びに, 男女が尊重しあいながら, 共に社会の構成員としての自覚と主体性をもって社会活動に参画していくための学習会などを実施するとともに, 男女共同参画センターを管理・運営することにより, 大人も子どもも共に力を合わせ, 生きていく力をつけていくこと(エンパワメント)と, 豊かな市民社会の構築に寄与すること。

5 特定非営利活動の種類

(1) 社会教育の推進を図る活動

(2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

(3) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

(4) 子どもの健全育成を図る活動

(5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡, 助言又は援助の活動

6 特定非営利活動に係る事業の種類

(1) 女性や子どもへの暴力防止に関する啓発・学習事業

- (2) 子どもへの暴力防止プログラムの提供事業
- (3) 子ども育ちに関わる大人のための啓発・学習事業
- (4) 人権問題及び男女平等推進に関する啓発・学習事業
- (5) 性の健康教育に関する啓発・学習事業
- (6) 女性の自立とエンパワメントのための啓発・学習・ネットワーク支援事業
- (7) 子どものエンパワメントのための啓発・学習事業
- (8) 男女共同参画センターの管理・運営事業